

茨木市飲用井戸等の水質汚染事故処理要領

(目的)

第1 この要領は、茨木市飲用井戸等衛生管理運営指導要領（平成29年4月1日実施）に基づき、飲用井戸等の設置者等から水質汚染事故の連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見した場合に、速やかに適切な対応をするため、産業環境部環境政策課が行うべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 飲用井戸等の水質汚染事故（以下「事故」という。）とは、水銀・六価クロム・農薬類並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤等の有害・有毒物質によって、明らかに水質が汚染されているか、又は、その疑いがあるときをいう。

(措置)

第3 茨木市が行うべき措置は、次のとおりとする。

(1) 連絡

茨木市は、事故の発生の通知を受けたとき又は汚染を発見したときは、次の内容について関係機関に連絡する。

ア 事故の発生判明直後（第一報）

(ア) 発生場所

(イ) 飲用井戸等の設置者名

(ウ) 通報者名

(エ) 発生日時

(オ) 事故の概況

(カ) その他

イ 現地調査実施後（第二報）

(ア) 発生場所

(イ) 飲用井戸等の設置者名

(ウ) 発生日時

(エ) 事故の状況

(オ) 事故の原因

(カ) 水道の給水の有無

(キ) 応急措置の内容

(ク) 付近の井戸の所在及びその使用状況

(ケ) その他

(2) 現地調査

茨木市は、事故の発生時には関係機関と連携を図り、速やかに現地の状況調査を行い、必要な箇所の採水を行うものとする。

ア 状況調査は、第3(1)イの事項について調査する。

イ 採水すべき必要な箇所は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 当該汚染を受けた井戸等
- (イ) 影響域にあると考えられる付近の飲用井戸等
- (ウ) 汚染井戸等の付近の水路等

(3) 水質検査

事故の発生時の水質検査は、状況判断の資料として少なくとも水温・濁度・色度・臭味・PH値・過マンガン酸カリウム消費量の検査を行う。なお、必要に応じ、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定められた項目について検査を実施する。

（指導等）

第4 茨木市は、設置者等に対し次の指導を行うものとする。

- (1) 調査の結果、井戸水等の飲用により人の健康を阻害するおそれがあることが判明した場合、設置者に対し井戸水等の飲用を中止するよう指示する。また、必要に応じ応急給水等の措置を講じるものとする。
- (2) 飲用の中止を指示する場合であって、当該井戸等が給水区域内に設置されているときは、早急に水道による給水を受けるよう指導する。また、未給水区域に設置されているときは、水源の変更、適正な浄水処理等について指導及び助言を行う。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。